

(株)アノワで働く仲間みなさんへ

2020年10月6日

日本労働評議会・**労評**

東京都本部

労評に加盟、会社に団体交渉を申し入れました

私は労働組合（日本労働評議会・労評）に加盟し、本日会社に通知書、団体交渉申入書、要求書を提出しました。

これからも、この会社で働いていくうえでの労働条件について、会社と交渉を開始します。私が労評に加盟し、会社に交渉を申し入れるに至った経緯について、同じ会社で働く仲間であるみなさんに、ぜひ知っていただきたいと思いますので、ぜひお読みください。

これまでの経緯

私は経理担当として2012年10月29日から8年近く、この会社で働いてきました。

私は昨年、2019年3月頃から、頸肩腕症候群を発症しました。書類や手形などの字を書くと痛みが出る症状が右手に出始めました。痛みを耐えながら正式な書類は右手で書き、社内的な書類は左手で書く状況になりました。そのうちに左手にも痛みが出始め、9か月近くも両手の痛みを耐えて働き続け、症状はさらに悪化しました。

私は会社に、2019年12月7日付の W 医師の、病名「頸肩腕症候群・右ドゥ・ケルバン de Quervain 病・右母指ばね指」、「症状所見著明なため、当面2ヶ月の休業休養通院治療を要します」との診断を受けました。会社に診断書を提出し、休業を申し出、私が休業中の仕事の引継ぎを上司と税理士に行い、年明の2020

年1月6日から頸肩腕症候群治療・療養のための休業に入りました。

私は医師から、頸肩腕症候群の症状を改善させるためには「絶対安静、家事を含め、何もしないこと」を指示され、療養に努めました。約2か月の休業後、2月25日、医師の診察の結果、職場復帰が可能との診断を受けました。会社にその結果と、3月5日から入社するつもりであることを電話で伝えたところ、上司である中村氏から3月9日（月）から入社するように言われ、その日に職場復帰しました。

時短勤務、約37%賃金減の労働条件通知書の提示

入社時に中村氏から「普通に働けるの」と尋ねられたため、私は中村氏に「医師から『すぐに雑用はしないように、雑用をすると症状が悪化するから、徐々に少しずつ参加していくように』と言われた」ことを伝えました。すると、中村氏から「雑用ができないなら、給料を減らすよ」と言われました。その後、中村氏から3月23日から6月15日まで、約3か月間の2時間半の時短、賃金は総支給額を37%も引き下げる内容の労働条件通知書を手渡され、同期間の時短勤務につきました。

私は提示された労働条件通知書の内容に納得したわけではありません。しかし、療養のための2か月の休業後、職場復帰して間がないため、徐々に仕事のペースを戻すまでの期間なのだからやむを得ないと考え、受け入れました。

私は現在、時短勤務開始以降、総支給額、手取り額とも37%もの賃金を引き下げられ、困難な生活を強いられています。6月15日、7月13日、上司の中村氏に「普通に働くので、給料を戻してください」と申し入れを行いました。

しかし、中村氏は「Oさんが休んでいる間に業務改善したから、やることはない」と3月23日付労働条件通知書の期間である6月15日を過ぎても、私の賃金等、労働条件は元に戻されないまま現在に至っています。

時短、大幅賃金減(約37%減)の

労働条件を固定化する新たな労働条件通知書

さらに、9月下旬、中村氏から新たな「労働条件通知書」(9月25日付)が提示されました。その内容は今後も時短勤務、賃金減額はそのままというもので到底受け入れられるものではありません。私が「なぜ以前の労働条件に戻してもらえないのか」中村氏に尋ねたところ、中村氏からは「コロナだから」としか、答えてもらえませんでした。

私はこのままでは生活できません。上司にお願いしても聞き入れてもらえず、思い余って労評に相談しました。そこで今日、私の労働条件についての労働組合と会社の団体交渉申し入れに至りました。みなさんには、今後の交渉等について、見守っていただきたいと思います。

日本労働評議会・東京都本部からご挨拶

今回、Oさんからの相談を受け、労評に加盟していただき、一緒に会社と交渉することになった日本労働評議会・東京都本部の久保です。(株)アノワで働くみなさん。よろしくお願いします。

労働者が職場における賃金、安全衛生等職場における労働条件などの様々な問題について、会社と対等に交渉することは困難を極めることです。労働者が団結し、労働組合のもとに結集すること、その組織の力を背景にすることが必要です。会社と労働者が1対1、一人で交渉してもその力には限界があり到底、対等に交渉することはできません。労働者が労働組合に加入し、会社と交渉すること、団結権、団体交渉権、争議権の行使は日本の労働法、憲法でも認められた労働者の権利です。

Oさんは、長年(株)アノワで経理の業務を担当し、仕事の内容は違いますが、みなさんと同じように、この会社に貢献してきました。しかし、頸肩腕症候群の治療・休業、職場復帰をきっかけに会社から大幅な労働条件の切り下げを押し付けられています。

賃金は労働者にとって生活の糧です。以前の賃金と比較して37%も減額し、それを固定化するなど、到底受け入れられることではありません。

労働法上も、社会的にも労働者の労働条件を会社が一方的に引き下げることは許されません。今後、Oさんの労働条件について労評が窓口となり会社との交渉を行っていきます。

○連絡先

日本労働評議会・東京都本部

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

電話 03-3371-0589

FAX 03-6908-9194

<https://www.rouhyo.org/rohyo/> (労評HPです。ご参照下さい)